

入札参加者の皆様へ

平成 29 年 4 月 1 日
宇都宮市理財部契約課

建設関連業務委託における最低制限価格の一部改正について

建設関連業務委託に係る，最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正します。

記

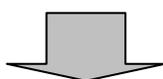
1 改正対象業務委託

- ・ 建築関係建設コンサルタント業務
- ・ 土木関係コンサルタント業務の一部
- ・ 地質調査業務

2 改正内容

【改正前】

業種区分	A	B	C	D
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 の額	諸経費の額に 10分の5.5 を乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の額	解析等調査業務費の額に 10分の7を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額



【改正後】

業種区分	A	B	C	D
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 の額	諸経費の額に 10分の6 を乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価の額に 10分の9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の額	解析等調査業務費の額に 10分の8 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の5 を乗じて得た額

3 適用

平成 29 年 4 月 1 日以降に指名通知する案件から適用します。

詳細については、「入札参加者の心得」をご確認ください。